

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

2025年7月29日

東北電力ネットワーク株式会社

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則事業者設定基準届出書

東北電NWNWS企第4号
2025年7月29日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 高野 広充

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、
別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	
第 8 条第 4 項	第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 1 1 条第 2 項	送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
第 1 2 条第 2 項	第 1 2 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値
第 1 6 条第 2 項	託送収益及び事業者間精算収益，電灯料，電力料の送配電関連固定費，送配電関連可変費又は需要家費への配分基準
第 2 5 条第 5 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

以 上

第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準

〔第 8 条第 4 項関係〕

1. 第 8 条第 3 項に規定する基準

一般送配電事業者は、前項の規定により同項第八号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、同項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

別表第 2 第 1 表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の 7 部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準
(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第 2 表に定める活動帰属基準（代表的な物量又は金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量又は金額の比率をいう。以下この表において同じ。）を用いて整理すること。

別表第 2 第 2 表 活動帰属基準、配賦基準分類表

	配 分 基 準	備考
電気事業報酬	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比	配賦基準

2. 設定した基準

		配 分 基 準	備 考
電気事業報酬	特定固定資産のうち業務設備に係る電気事業報酬	各部門業務用建物床面積比（建物については，自己所有物件及び賃借物件とする。）	配賦基準
	運転資本（営業資本）	各部門営業資本比	配賦基準

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費の配分にあたり、別表第二第二表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔2. 設定した基準〕に掲げる配賦基準を設定することとした。

(別 紙)

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準

[第 1 1 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
給料手当（環境対策費を除く。）	全額を送配電関連固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	全額を送配電関連固定費に配分する。
雑給（環境対策費を除く。）	全額を送配電関連固定費に配分する。
消耗品費（環境対策費を除く。）	全額を送配電関連固定費に配分する。
修繕費（環境対策費を除く。）	全額を送配電関連固定費に配分する。
託送料	全額を送配電関連固定費に配分する。
事業者間精算費	全額を送配電関連固定費に配分する。
委託費（環境対策費を除く。）	全額を送配電関連固定費に配分する。
養成費（環境対策費を除く。）	全額を送配電関連固定費に配分する。
諸費（環境対策費を除く。）	全額を送配電関連固定費に配分する。
地帯間購入送電費	全額を送配電関連固定費に配分する。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電 関連固定費，電力量に応じて変動する 料金を送配電関連可変費に配分する。
建設分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	全額を送配電関連固定費に配分する。
地帯間販売送電料	全額を送配電関連固定費に配分する。

第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値

[第12条第2項関係]

1. 第12条第1項第6号に規定する値

一般送配電事業者は、送配電関連需要（当該一般送配電事業者が自ら電気の供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、規制期間における次の各号に掲げる値を、三需要種別（第二号に掲げる値にあつては、二需要種別）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

六 月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2. 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第12条第2項の規定により、同条第6項第1号の割合を、需要の規模、設備等に応じた費用の発生の差異等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、引込線・計器・電流制限器に係る費用及び屋内配線の調査・測定に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて、三需要種別に整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家費のうち需要家設備関連費用については、三需要種別における需要の規模、設備等に応じて費用の発生に差異がみられることから、第12条第6項第1号の割合を、これらの差異を反映した値により算定することが、より合理的な費用の配分となると判断されるため、〔2. 設定した値〕に掲げる値を設定することとした。

(別 紙)

託送収益及び事業者間精算収益，電灯料，電力料の送配電関連固定費，送配電
関連可変費又は需要家費への配分基準

[第 1 6 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
託送収益	全額を送配電関連固定費に配分する。
事業者間精算収益	全額を送配電関連固定費に配分する。
電灯料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に 応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。
電力料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費，電力量に 応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分する。

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第25条第5項関係]

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第25条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり定めることとする。

1. 料金の種類

(1) 低圧で供給または受電する場合

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および系統連系受電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金については、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービスおよび動力標準接続送電サービス、臨時接続送電サービス料金については、電灯臨時定額接続送電サービス、電灯臨時接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスをそれぞれ設定する。

また、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した電灯従量接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスを設定することに加え、電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し、昼間と夜間のそれぞれについて電力量料金率を定める電灯時間帯別接続送電サービスおよび動力時間帯別接続送電サービスを設定する。

(2) 高圧または特別高圧で供給または受電する場合

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金および系統連系受電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金については、高圧標準接続送電サービスおよび特別高圧標準接続送電サービス、臨時接続送電サービス料金については、高圧臨時接続送電サービスおよび特別高圧臨時接続送電サービスをそれぞれ設定する。

また、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した高圧従量接続送電サービスおよび特別高圧従量接続送電サービスを設定することに加え、電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を勘案し、昼間と夜間のそれぞれについて電力量料金率を定める高圧時間帯別

接続送電サービスおよび特別高圧時間帯別接続送電サービスを設定する。

なお、需要者が負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力が負荷移行先時間に発生する場合で、契約者と当社との協議が整ったときは、負荷移行元時間における最大需要電力を上回る部分を上限として契約者と当社の協議により定めた割引額を、基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

2. 料金率

基準託送供給の料金率は、基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制、定額料金制および従量料金制により設定する。

3. 基幹系統の将来的な投資効率化および電気の潮流状況の改善、特別高圧系統の将来的な投資効率化に資する場合の割引

系統連系受電サービス料金は、基幹系統の将来的な投資効率化効果および電気の潮流状況の改善に資する効果や、特別高圧系統の将来的な投資効率化効果を踏まえて、割引対象変電所等および割引区分・割引単価を定める系統設備効率化割引を設定し、受電地点について当社が選定する連系変電所等が割引対象変電所等の場合は、割引区分に応じた割引額を算定し、基本料金および電力量料金の合計から差し引くこととする。